

自動車保管場所使用承諾書の発行について

●自動車保管場所使用承諾書の発行について

自動車の名義あるいは住所の変更や自動車を買替えるときは、保管場所を管轄する警察署に『自動車保管場所使用承諾書』を提出する必要があります。

承諾書は一般財団法人茨城県住宅管理センターの窓口でのみ発行いたします。発行の際は、申請書に押印するための認印と手数料350円及び下記の書類が必要になります。

承諾書の発行には下記の①・②両方の書類が必要です。

①車を入手する(した)ことがわかる書類	②車を処分する(した)ことがわかる書類
<ul style="list-style-type: none">・注文書・売買契約書・譲渡証明書等 <u>いずれかの書類</u> <p>※見積書は不可</p>	<ul style="list-style-type: none">・抹消登録証明書（軽自動車は現在証明書）・下取り明記のある注文書・譲渡証明書等 <u>いずれかの書類</u>

※市営住宅の家賃等に未納がある方については発行いたしません

全額お支払いいただいた後に発行いたします。

※承諾書を発行後、後日新しい自動車の車検証の写しを提出してください

保管場所使用承諾書発行時にお渡しした『駐車場使用（変更）許可申請書』に新たに入手した車両の『車検証のコピー』を添付して、窓口又は郵送で提出してください。

ただし、2台目の駐車場については、上記書類の提出は不要となります。

※書類に不備がある場合には、承諾書を発行いたしません

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

【 問合せ先及び発行場所 】

水戸市営住宅指定管理者

一般財団法人茨城県住宅管理センター

〒310-0062 水戸市大町 3-4-36 大町ビル 2階

電話：029-297-8360（市町営住宅課）